

**サービックは、社員に負担を強いるだけでなく
早急に要員不足を解消せよ！**

**臨時列車の運転が多いときは
公休を「金曜日」「日曜日」に指定しない!?
退出時刻が最大45分延長になる!?**

サービック第一事業所において、3月12日からのダイヤ改正から、臨時列車の運転が多い日に退出時刻が延長（20分、30分、45分）となる勤務が発生します。臨時列車の運転が多い日は、「金曜日」「日曜日」「多客期（GW・お盆・年末年始等）」としていますが、多客期に等を入れているのでいつでも延長になります。

また、4月から臨時列車の運転が多いときは、公休を金曜日と日曜日に指定しないことを、ダイヤ改正の説明会で突然に言い出しました。早速、4月は1日と3日以外の金曜日と日曜日は公休が指定されていません。

日曜日に休みたい。「年休申請」超勤は断れるのか。「理由による」

説明会において「公休を変更するパターン表を配布してほしい」という要望に、担当した管理者は「上から配布するなど言われている」と、「日曜日の公休が移動されると予定が立たない」という切実な訴えに、「年休を申し込んでください」といった対応をしています。

また、「どうしても超勤が出来ない場合は断れるのか」という問いに、「一応業務指示です。理由にもよるが、どうしてもダメなときは相談してください」と答えています。しかし、相談と言っていますが、結局は管理者の裁量に委ねられます。

要員不足解消に向けて何もしないサービック(団交回答)

「要員不足は発生していない」「必要な超過勤務を指示する」

サービックは、2月15日に開催したJ R 東海労新幹線関西地本との団体交渉において、「要員は会社として責任をもって適切に配置しており、事業の運営に影響を及ぼすような不足は発生していない」「必要な要員の確保については引き続き新規採用等に努めていく」「（超勤前提の勤務について）日々の列車運行状況に応じ必要な超過勤務を指示することはある」と回答しています。これは、サービックとして要員不足解消に向けて何もしないという回答になります。

